

(議長)

会議を再開致します。

次に、町民福祉課所管予算、予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

おはようございます。（「おはようございます」の声。）

それでは町民福祉課所管の予算につきまして、予算資料の事務事業一覧により説明をさせていただきます。

えー初めに予算資料9ページをお開き下さい。

えー70番、戸籍システム、住基システム改修法改正対応です。4つの新規事業となり、えー事業費は258万7千円です。えー事業内容につきましては、戸籍法等の一部改正により、旧字や振り仮名記載に対応するシステム改修費と在留カード等へ本人確認書類裏書印字システム記載によるシステム改修、えー戸籍附票システムと住基ネットシステムの連携中継サーバーの機器更新、えー戸籍システム回線の冗長化に伴う改修事業費となっております。

えー次に84番、えー性の多様性とパートナーシップ宣誓制度普及促進です。えー事業費は7万3千円で新規事業となります。えー令和7年度に江差町性の多様性の尊重に関する条例を制定させて頂き、えーこの間、広報紙等による普及啓発、また11月には性の多様性の普及啓発に取り組みをしている団体の主催ではありましたが、えー町内で講演会を実施致しました。えー令和8年度において町主催で講演会を実施し、えー性の多様性を認め合う社会の実現や理解促進に向け取り組んで参ります。

えー次に85番、えー第6期江差町地域福祉計画策定です。えー事業費は732万7千円、新規事業となります。えー新たな計画が、えー令和9年度から、となります事から、えーアンケート調査を実施し、えー調査結果を踏まえつつ、江差町社会福祉協議会を始め地域福祉を支える関係団体と連携しながら令和8年度中に計画を策定して参ります。

えー次に10ページ、107番、障がい者医療給付です。えー事業費につきましては、1,357万4千円、対前年で1千飛んで73万9千円の減です。えー減額の主な理由と致しましては給付者の減により更生医療費が減額というふうになったものでございます。

えー次に、えー116番、子ども発達支援推進です。えー事業費は2,253万5千円、対前年822万2千円の増となっております。えー本事業は、発達の心配がある未就学児

を対象に療育支援を行うため、えー上ノ国町を実施主体とし、江差町、乙部町が構成町として運営する、えー子ども発達支援センターに係る、えー負担金や扶助費となります。えー増額の理由としては、江差町の利用者が増加したことによるものになっております。

えー次に120番、認定子ども園、えー広域入所です。えー事業費は1千飛んで66万7千円、対前年687万6千円の増です。えー本事業は認定子ども園江差幼稚園に入所している、えー上ノ国町の児童に係る給付費というふうになりますが、増額の要因は入所児童数の増加及び法定価格の増かく、増額によるものです。えーなお、財源は全額上ノ国町からの受託事業収入となります。

えー次に、えー121番、こども子育て支援新制度に係る認定子ども園の施設型給付です。えー事業費は7,426万6千円、対前年425万円の増です。えー本事業は、認定子ども園江差幼稚園に係る、国が定める公定価格に基づき算出した、えー施設型給付費を支給するもので、えー公定価格が増加改定となり、えー増額となったものでございます。

えー次に127番、乳児等通園支援事業、子ども誰でも通園制度です。えー事業費は87万6千円で新規事業となります。えー本事業につきましては、2月20日開催の、えー議会全員協議会におきまして、説明をさせて頂きましたが、えー0歳6か月から、えー3歳未満の保育所等へ入園していない子どもで、えー保護者の就労要件を問わず、月一定時間通園できる制度で、本年4月より全国の自治体で実施となるものです。えー当町におきましては、町立かもめ保育園と私立の幼保連携型認定子ども園江差幼稚園で実施を致しますが、計上している予算は国の公定価格に基づき、江差幼稚園に対する給付費となります。えーなお、本事業の実施に伴い、このあと議案第17号におきまして、江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、えー上程しておりますのでよろしくお願い致します。

えー最後に129番、常設保育所費です。えー事業費は2,311万7千円、対前年130万4千円の減です。えーご承知のように、えー日明、水堀両保育園を統合し、4月より新たにたばかぜ保育園を開園します。えー新たな保育環境のもと、子どもたちの成長や、えー教育に向けて、現場の保育士とも連携しながら運営をして参ります。えーまた、かもめ保育園におきましても引き続き保育環境の充実に努め、えー運営をして参りますが、園庭の土が飛散により土が痩せ、オウトツ状態と言う事になっておりますことから、園庭整備として新規で162万2千円を計上させて頂いております。えー以上が予算説明となります。

えー続きまして、えー一定例会議案書83ページをお開き下さい。

えー議案第17号、江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定です。えー一定例会資料25ページの資料13も併せてご覧下さい。

えー本条例につきましては、先ほどの予算説明や、えー2月20日開催の議会全員協議会で、えー説明をさせて頂きましたが、えーこども誰でも通園制度実施に伴い、えー事業実施対象施設の運営に関する基準、いわゆる確認、運営確認基準条例を国が定める基準に従う事項と参酌して定める基準に基づき条例を制定させて頂くものです。

えー条例の主な内容につきましては、えー利用定員や利用者との面談実施、支払い方法、

えー運営規程などを含めた運営基準を定めることを規定している条例となっております。えー条例の施行日は、えー令和8年4月1日となりますが、4月の実施に向けた確認は国より経過措置として国の基準により可能となっておりますことから、当町の対象施設となる幼保連携型認定子ども園江差幼稚園の確認を進めて参ります。

以上で説明を終わり、終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で補足説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「増永議員」

はい、議長。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えー私の方からはあの、常設保育園の関係でご質問させていただきます。

えー今の説明で行くと、おー約130万、あーの一減という報告でございますが、えーこちらのあの予算表のですね、えー79ページにあります、報酬と給与の部分を見ますと、おー昨年度から見ると3名人員が増えております。でこちらですね、あーの一まっ先ほど説明があった通り、統合をした中で、やはりあの一、そんなニーズ変わらないはずなのに、何故、こう3名が増えたのか、増えた理由についてご説明をお願い致します。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

えー保育所の、えー職員の人件費の、おー増額だった部分だというふうに思いますが、えー定員的には、あの一以前の議会でも大きく変わらないという話をさせていただきましたが。

えーこの段階で4月から、えー産休に入る職員が、えー2名ほどいるという部分と支援が必要な部分と言う事を含めながら、えー今後の見込みを含めながらですね、えー増額して、えーまっ予算要求をさせて頂いていると言う事でご理解を頂ければというふうに思っております。

(小野寺議員)

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えー一般質問で、えー昨年の12月議会、えー今回3月議会でもさせて頂きました、少し細かい点で、確認も含めて、えー取り上げたいと思います。3点ぐらいあるかなと思います。

それで、制度が中々あっても、その障がいを受けている方、支援を要する方に届いていないと言う事を何回も言いました、それでちょっと確認したい。

ホームページに江差町の障がい福祉制度の手引きという立派なものが入っています。えーちょっと全部はコピーしなかったんですが全部でも35ページ、紙の枚数で言うと40ページぐらいでしょうか。これはどのように活用されているのか。

あのちなみに、総合計画の、おー後半の、えー実施計画、うーの中には、まあこんなこと書いてましたね。これ町の実施計画。えー令和6年度のところに課題として、この手引きの内容を広く周知する方法の検討が必要だと。ですから、中々行き渡っていないと言う事を、まあ認めていらっしゃるのかと思うんですが。

いずれにしても、これど、どういうふうに、中身は本当に立派に書いてあります。

ちなみに、私一、ま、去年から今年にかけて何故か障がい者の方、えー、まっ手帳は有っても全然サービスを受けてない方だとか、な、何らかの手帳と、えーサービス付けてる方とか、まあ色々こう、ちょっと支援したり聞いたりしているんですけども。全く知りませんでした、これ。えー町から説明も聞いた事も無いし、細かい事もそもそも知らない。手帳は貰ったとしても、えーあまり、まあ本人忘れていいのか、ちょっと分かりませんが、まあそういう状況でした。まず、えーこの手引きの事について、えーちょっとお聞きしたい。

それから、もうちょっと、2つ目ですが、えー私これ見て、あ、なるほどなと思ったんですが、あの一地域生活支援事業として、まあある意味、国の大きな障がいサービスとは別に、町村で、えー国の一定のお金を使って、えー町で、まあサービスを行うと言うのが有るんですが。

その中で、すごく大事ななあと思うのが、まあ全部大事かもしれませんが、あの一移動支援事業。これ前にも聞いた事有るんですけども、あの、日常生活で、もう外出するのが大変な人、そういう困難な方の、まあ移動を支援すると言うのが有るんですが。

あの実績を見れば、例えば、昨年の決算で見ても6人でしたか、で、その前が4人とか。対象者は、私、たくさんいると思うし、実質的に我々NPOとしてもそういう移動の支援をしたりして、あれ待てよっと、こういう事業について、どうして届いていないのか、若しくは対象にならないのか。ちょっとあの一、そこら辺、ちょっと教えて下さい。

それから最後です。あの色々な困り事、中々役場で直ぐ対応、直接行ったり難しい方が、まあ色々ありますが、地域の中で仮に、あの一もし気安くという点で言うと、町で設置しております障がい者相談員と言うのが、まあ要綱を作って3名配置しておりますし、いーこれ予算見たら5万ぐらい、だからこの要綱を見ると、年、年報酬というか1人1万8千円、だから月で1,500円、まっそれ以外に何か実費があるからなんでしょうけれども。

ま、金額的には少ないので、ど、どの程度の障がい者相談員として任務を果たしていらっしやるのか。何か困ったら来るのではなくて、直接自分が行って色々聞いたり、色々な所へ行って、その一相談受けた事について解決に向けた色々な手を打ってくれる、そういう事になってるのか。ちょっと実績がどんなふうになってるのか、ちょっと教えて貰いたい。この、障がい者相談員の3人の方の、えー動きとか、それも教えて貰えればと思います。以上3点。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

えーまず、小野寺議員のあの、質問にお答えします。まず1点目。

あの一手引きの活用方法をどう考えているかと言う事だったというふうに思います。あの一先ほど、まあ、あの一小野寺議員からも6次計の中で、えーちょっと活用が、まあ周知が足りないと言った部分でございました。

えーこの、あの一、手引きについては、そのサービス内容を記載してホームページで、えー周知はしているんですが、先ほど言ったように中々、これは12月議会の方でもちょっとお話もさせて頂きました。中々やはり文字数の多い冊子をですね、対象の方に、あの一配布しても中々、えー読むのも大変と言う事も私も理解しております。

そういった中で、あの一今後ですね、まずはあの一噛み砕いた中で、えーまずは問い合わせ頂ける環境をまず作って頂きたい。その中でこの手引きに関しましては、えー福祉のサービスを記載してるもんですから、例えばあの一、ホームページだけじゃなくてですね、町内会の方であったりとか、民生委員の方であったりとか、そういう方々にもちょっとあの一、配布をしながらですね、地域で、もし困っている方等にあればですね、詳しい内容はあれなんです、それらを活用してですね、まあ役場の方に繋いで頂くというようなものをですね、えーちょっと進めていければなというふうにまず思っております。

えーそれと、えー移動支援の対象の関係です。えーと、すいません、あの一、これはあの一サービスを使っている方々の部分で、えー利用が、あの一障がいの有る方の移動支援と言う事で、まあ6人とか4人と少ないという部分もあったというふうに思います。

えーこれにつきましては、えーちょっとすいません。

あ、すいません。えー対象は障がいサービスを使っている方が対象と言う事になってきて、ちょっとその数、うー今、数字を押さえていないんですが、多分、あのー小野寺議員が言われるように多分、これらも含めてですね、多分、こういう制度が有ると言う事も、多分やっぱり分かっていない方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っておりますので、えーそういうのも含めながらですね、えーまずは、えー12月議会、これも先ほども言いましたが、まずこの障がいの方々に、えー制度内容が詳しい部分ではないんですが、えーお知らせし、えーまた、役場の方に気軽に問い合わせを頂くと。また、町内会、民生委員なども含めてですね、えーそのような制度の内容を周知して、えー努めていければなというふうに思っております。

それとあのー、障がい、相談員の3名の部分でございます。えーこちらにつきましては、えー。

えーと、それぞれ精神、身体、知的、知的という部分で分かれてますが、えー精神の方でいくと6年度、まずこれ、すいません6年度の実績になります。3名ほどという形になっております。で、えー身体と知的の方についてはちょっと実績が無いという形なんです。えーこちら、私もちょっとあのー4月に来てから相談員ですね、そういう、こういう人がいるよって言う事も含めてですね、多分、中々周知が足りない部分が有るのかなというふうに思っております。

えー先ほど言ったように、困ってたらこの方に例えば、相談出来るよというような体制は、やっぱり必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、えー、ま、この1問目、2問目、3問目含めてですね、まずはしっかりと、そういう制度が有ると言う事ですね、えー部分を、対象の方であったり、ご家族の方であったり、またあの町内会、えー民生委員の方々含めてですね、周知を図って行きたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂ければというふうに思っております。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの、よろしくお願ひしますとしか言いようがないんですが、あのー、まっお願ひしますね。

で、私一つ、ちょっと一歩、もうとにかくね、もう進めて行かなきゃなんない、本当にもう役所の外に出たらたくさんいらっしゃいますのでね。

例えば、役場に手帳だと、手帳の申請だとか、まあ色々行った時に、手帳の申請と言う事は、もう当然何らかの形で、今直ぐか後々かは別として、障がいサービスの必要性も生じて来るであろう方ですよ。そういう方には、ちょっとこういうのが有るから家に帰って見てね、だとかって言う事も含めて、その、その時だけのこと、手帳申請だから手帳申請で手続きして終わりではなくて、もうちょっと広く対処すると言う事も、また違うんじゃないのかなって思うんです。

是非、その点、あの一今後の対応の中に入れて頂きたい。あの一要望に留めます。お願いします。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、町民福祉課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、11時まで暫時休憩致します。

休憩 10 : 53